

**新居浜市**  
**地域福祉推進計画 2021**  
**令和3年度～令和12年度**

**概 要 版**

**令和3年3月**

**愛媛県 新居浜市**

# 序 論

## 計画策定の背景と目的

近年、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景として、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、住民同士で支え合う力の低下をはじめ、高齢者や子どもへの虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加、さらには、高齢の親が独身無職などの子どもと同居する「8050 問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、新型コロナウイルス感染症対策など、新たな福祉的課題も生じています。

このような社会の変化や地域住民が抱える新たな課題に的確に対応するには、地域においては、住民同士が相談に乗ったり、助けあったりしていた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取組が求められています。

本市においては、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指して、より効果的な地域福祉を推進するため、総合的、長期的な視点で地域福祉の取組の方向性及び具体的行動指針を示す地域福祉計画として「新居浜市地域福祉推進計画 2021」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度～令和 12 年度までの 10 年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 計画の位置付け

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域、今住んでいる地域で安心して生活することができるよう、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別ではなく、「地域」を中心として市民や社会福祉関係者が連携して、お互いに支え合い、助け合いの関係を築きながら、地域で支援を必要としている人のさまざまな困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組のことです。

そして、「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

さらに、新居浜市地域福祉推進計画 2021 は、新居浜市長期総合計画(本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたもの)の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。

## アンケート調査主要結果の概要

### ●近所との付き合いの程度

- 「あいさつをする」「立ち話をする」を合わせると約7割で、声をかけ合う程度の付き合いが多くなっています。
- 一方、「ほとんど付き合いはない」が約1割を占めています。

順位	本市の住み良い点	割合
1位	・あいさつをする	45.5%
2位	・立ち話をする	22.3%
3位	・何か困った時に助け合える	14.3%
4位	・ほとんど付き合いはない	11.0%
5位	・お互いに訪問しあう	3.8%

### ●手助けしてもらいたいこと・手助けできること

- 手助けしてもらいたいことは、「災害時における避難などの手助け」が約4割で最も多く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が約3割弱となっています。
- 一方、手助けできることは、「安否確認の声かけ・見守り」が約5割で最も多く、次いで「災害時における避難などの手助け」が約4割強となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・災害時における避難などの手助け	40.7%
2位	・安否確認の声かけ・見守り	26.8%
順位	手助けできること	割合
1位	・安否確認の声かけ・見守り	51.7%
2位	・災害時における避難などの手助け	43.8%

### ●経済的に困っている人や社会的に孤立している人への支援

- 「仕事に就くための支援」が約6割で最も多く、次いで「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が6割弱で半数を超え、次いで「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」約4割弱の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・仕事に就くための支援	60.9%
2位	・いろいろな相談ができる福祉窓口の充実	59.4%
3位	・生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援	39.2%
4位	・社会参加の場の確保	19.2%
5位	・住まいを確保するための支援	15.8%

### ●地域における福祉活動を活発にするために大切なこと

- 地域における福祉活動を活発にするために大切なこととしては、「育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策」が約4割で最も多く、次いで「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」、「地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」、「学校や地域で福祉教育の充実」(20.8%)の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策	41.3%
2位	・思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ	33.6%
3位	・地域における福祉活動の意義と重要性の周知・啓発	22.0%
4位	・学校や地域で福祉教育の充実	20.8%
5位	・助けあいの場や組織についての周知・啓発	12.6%

### ●子どもの貧困への支援に必要なこと

- 「生活の支援（こども食堂などの居場所や食事の提供、親の自立支援、何でも相談できる場所の提供など）」は約5割で最も多く、「就労の支援（親の就労支援、親の学び直し支援、就労機会の確保など）」、「教育の支援（学校以外での学習の支援、進学などのための奨学金制度の充実、多様な体験活動の機会の提供など）」、「経済的な支援」の順となっています。

順位	手助けしてもらいたいこと	割合
1位	・生活の支援	48.6%
2位	・就労の支援	19.5%
3位	・教育の支援	18.5%
4位	・経済的な支援	10.5%

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

本市のめざす地域福祉の将来像  
**人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす  
福祉のまち にはま**

## 基本的な視点

### 視点1 「地域共生社会づくり」

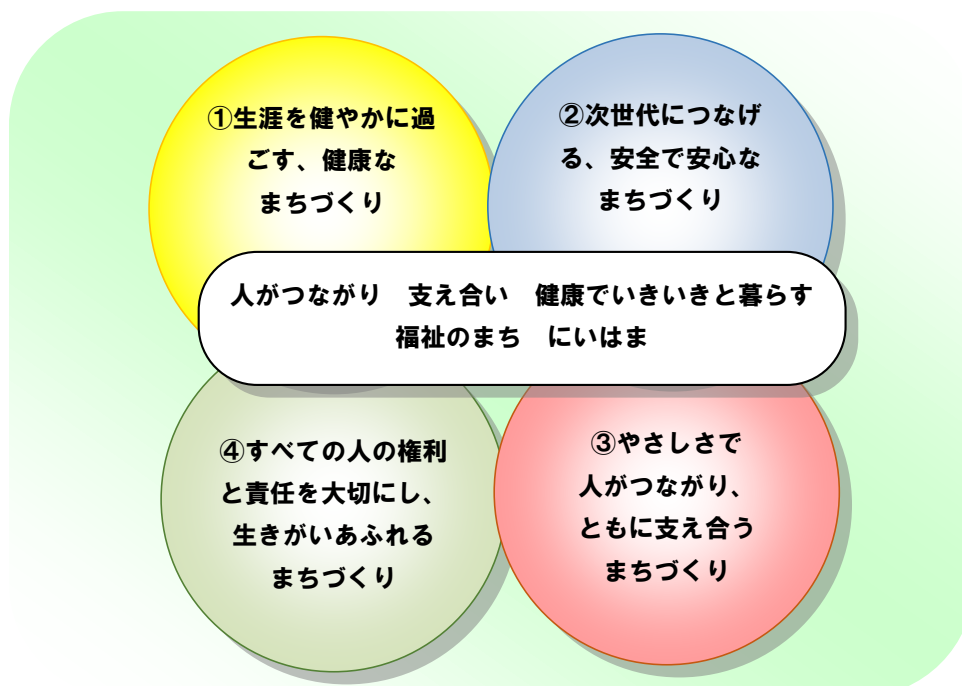
高齢者・障がい者・子どもなど、対象者固有の課題を超えて地域の課題として捉えた取組である「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進する視点が必要です。地域共生社会づくりにあたっては、本人や世帯の複合的な課題を包括的に受け止め、一緒になって継続的に適切な支援をしていくため、包括的な支援体制において、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」という視点が必要です。

### 視点2 「自助、互助、共助、公助」

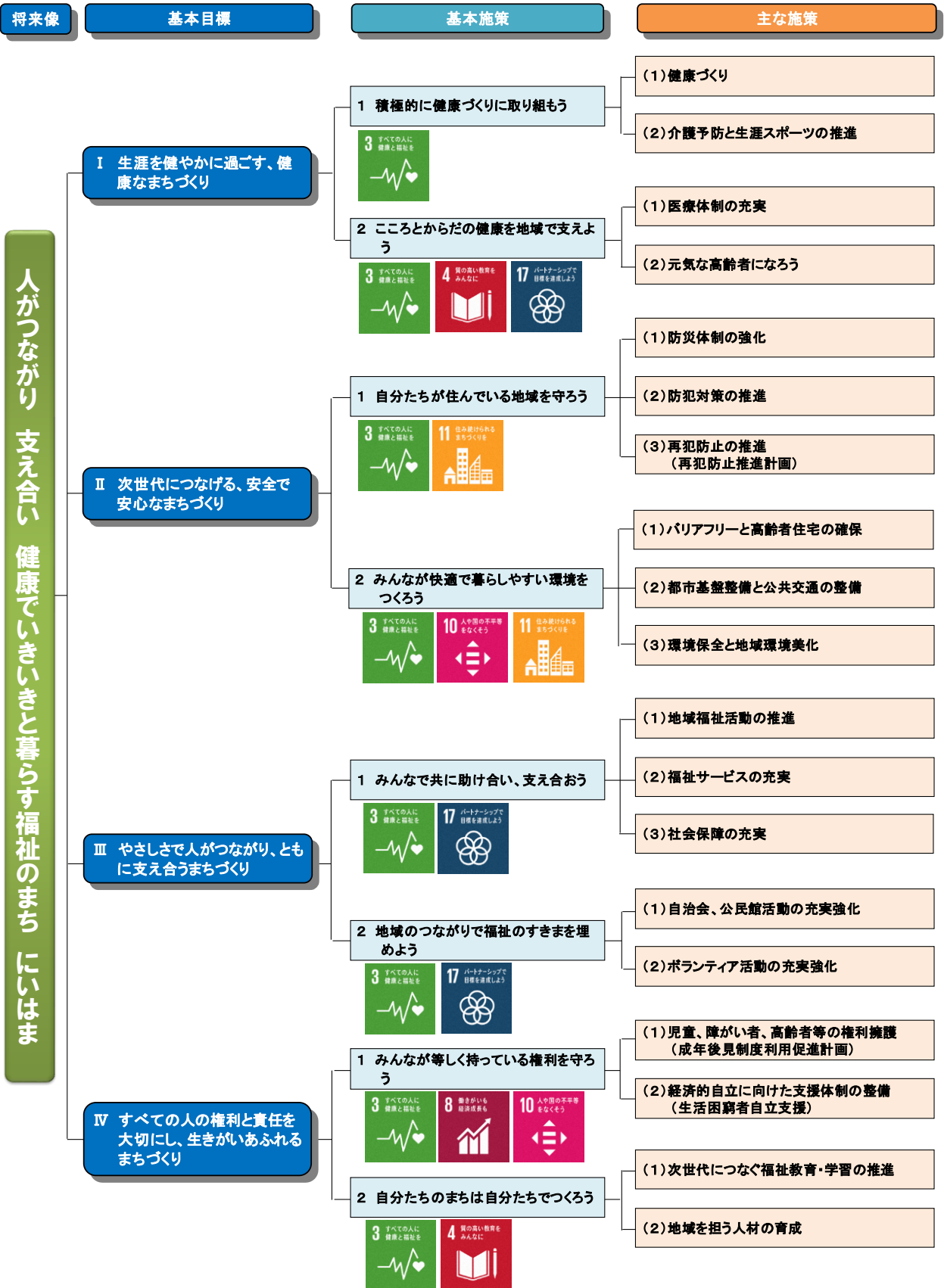
自身、家庭、会社、地区などの階層からなる地域には、現在のしくみだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。本計画の策定において、課題解決の方策を考えるにあたっては、「自助、互助、共助、公助」という視点を取りあげました。

## 計画の基本目標

基本理念に掲げた「本市のめざす地域福祉の将来像」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



# 施策の体系



# 地域福祉計画（各論）

## 重点的に進捗管理を行う事業

本計画の最終年度である令和12年度までの10年間に重点的に進捗管理及び評価を行う事業を、次のように定めます。

施策名	地域と一体となった健康づくり	施策体系	1-1-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくりの推進</li> <li>生涯を通じた食育の推進</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくり推進員地区活動の推進</li> <li>健康都市づくり推進員地区活動回数 600回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市づくり推進員地区活動回数 令和12年度の目標値を年間600回とします。 (令和元年度：557回)</li> </ul>	

施策名	救急体制の維持・強化と地域医療の確保	施策体系	1-2-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療体制の確保</li> <li>適正受診の啓発</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正受診の啓発活動回数 70回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正受診の啓発活動 令和12年度の目標値を年間77回とします。 (令和元年度：65回)</li> </ul>	

施策名	新居浜市再犯防止推進計画の推進	施策体系	2-1-(3)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者などの相談</li> <li>刑務所出所者などの生活・就労支援</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者などの就労・住宅支援の推進</li> <li>広報・啓発活動の推進</li> <li>刑法犯検挙人員中の再犯者率 43%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑法犯検挙人員中の再犯者率 令和12年度の目標値を34%とします。(※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む) (令和元年度：55.6%)</li> </ul>	

施策名	地域福祉活動の推進	施策体系	3-1-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の組織機能充実</li> <li>・民生委員・児童委員活動の強化</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年民生委員・児童委員一斉改選 民生委員・児童委員数 (294人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加研修数 令和12年度の目標値を年間43回とします。 (令和元年度:25回)</li> </ul>	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の定員充足 294人</li> <li>・民生委員・児童委員参加研修 43回</li> <li>・民生委員・児童委員活動件数 55,500回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 活動件数 令和12年度の目標値を年間55,500件とします。 (令和元年度:42,789件)</li> </ul>	

施策名	多様な保育ニーズへの対応	施策体系	3-1-(2)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり(保育所型)、延長保育、休日保育</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育:160人/17箇所</li> <li>・休日保育:15人/1箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 延長保育 令和12年度の目標値を年間160人/17箇所とします。 (令和元年度:158人/16箇所)</li> <li>■ 休日保育 令和12年度の目標値を年間15人/1箇所とします。 (令和元年度:13人/1箇所)</li> </ul>	

施策名	障がい福祉サービス等の充実	施策体系	3-1-(2)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への経済的支援、社会福祉団体の支援、障がい者の自立支援</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への総合的な就労支援</li> <li>・障がい福祉サービス利用者数 1,200人</li> <li>・障がい者雇用率 3.2%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉サービス利用者数 令和12年度の目標値を年間1,300人とします。 (令和元年度:1,110人)</li> <li>■ 障がい者雇用率 令和12年度の目標値を3.3%とします。 (令和元年度:3.1%)</li> </ul>	



施策名	住み慣れた地域での生活支援	施策体系	3-1-(2)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者</li> <li>・認知症高齢者の見守り体制の充実強化</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りひとり暮らし高齢者数 4,100人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見守りひとり暮らし高齢者数 令和12年度の目標値を年間4,500人とします。 (令和元年度：3,061人)</li> </ul>	

施策名	地域コミュニティ活動への支援	施策体系	3-2-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ施設などの整備</li> <li>・地域コミュニティ活動への支援</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会館建設補助延べ件数 86件</li> <li>・自治会加入率 72%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会館建設補助延べ件数 令和12年度の目標値を年間91件とします。 (平成22年度：81件)</li> <li>■ 自治会加入率 令和12年度の目標値を年間75%とします。 (令和元年度：69.1%)</li> </ul>	

施策名	援助を必要とする児童・保護者への支援	施策体系	4-1-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する経済的支援</li> <li>・児童虐待防止対策の推進</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭総合支援拠点の設置</li> <li>・児童虐待重大案件発生件数 0件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童虐待重大案件発生件数 令和12年度の目標値を年間0件とします。 (令和元年度：0件)</li> <li>■ 児童虐待発生件数 (令和元年度：71件)</li> </ul>	

施策名	高齢者の尊厳を重んじる社会づくり (成年後見制度利用促進基本計画の推進)	施策体系	4-1-(1)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談と権利擁護の実施</li> <li>・成年後見制度の利用支援</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度などの相談件数 30件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成年後見制度などの相談件数 令和12年度の目標値を年間50件とします。 (令和元年度：20件)</li> </ul>	

施策名	生活困窮者の自立支援	施策体系	4-1-(2)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置と相談の実施</li> <li>・生活困窮者の就労・自立の支援</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の相談件数 362件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活困窮者の相談件数 令和12年度の目標値を年間400件とします。 (令和元年度：326件)</li> </ul>	

施策名	地域を担う人材の育成	施策体系	4-2-(2)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるリーダー養成のための研修の実施</li> </ul>		
取組の工程表		目標・成果	
令和3年度 ～ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育力向上プロジェクト推進事業における人材育成講座数 25講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域教育力向上プロジェクト推進事業における人材育成講座数 令和12年度の目標値を25講座とします。 (令和元年度：20講座)</li> </ul>	

## 計画の推進

### ■計画の周知

本計画について、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を利用して広報するとともに、地域の住民組織や関係団体などへの周知を行っていきます。

### ■連携体制の強化

#### ア. 庁内連携体制

新居浜市長期総合計画や、障がい福祉計画などの個別計画との整合性を図りながら、地域福祉課、子育て支援課、こども保育課、介護福祉課、生活福祉課、保健センター、地域包括支援センターなどの事業担当部所が本計画に基づき事業を推進します。また、推進にあたっては、総合的な庁内連携を図ります。

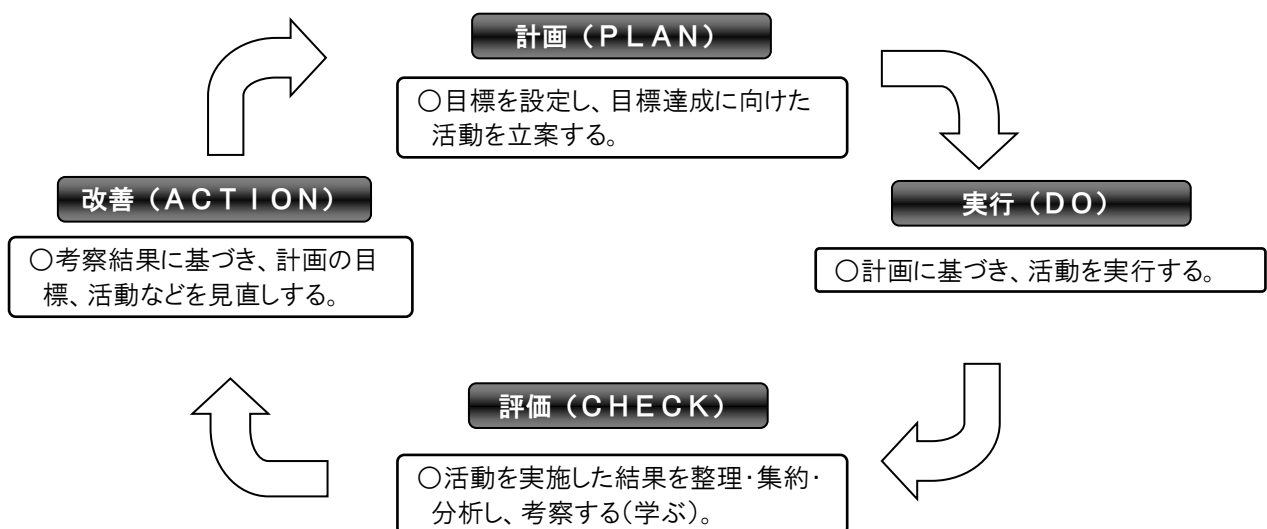
#### イ. 関係団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、社会福祉協議会支部などの関係団体や、自治会、民生児童委員協議会、その他老人クラブ連合会ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域の支援を推進します。

### ■計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、P D C Aサイクルによる進捗管理を行います。また、「新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会」にて、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて、改善や見直しを行います。

#### ◆参考/P D C Aサイクルのプロセスイメージ◆



**新居浜市地域福祉推進計画2021【概要版】**

**発行：愛媛県 新居浜市 福祉部 地域福祉課**

**Tel：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844**

**発行年月：令和3年3月**